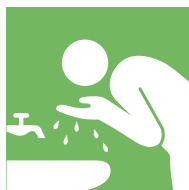
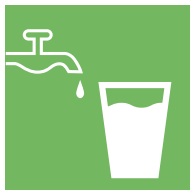


水道 メモ



京都市で水道をお使いになる皆さまのお役に立つ情報をご案内しています。



京都市上下水道局

目次

料 金 計 算 の し く み (2 カ 月)	1
料 金 早 見 表 (2 カ 月)	2
上 下 水 道 料 金 の お 支 払 い 方 法	3
納 付 制 の お 客 さ ま の 支 払 用 紙	5
上 下 水 道 困 っ た と き の Q & A	6
災 害 に 備 え , 飲 料 水 の 確 保 を	10
悪 質 な 訪 問 販 売 業 者 に ご 注 意 く だ さ い	11
給 水 装 置 の 工 事 は 指 定 業 者 へ	11
上 下 水 道 の 各 種 手 続	12
上 下 水 道 局 へ の お 問 い 合 わ せ	13

料金計算のしくみ（2カ月）

水道料金及び下水道使用料は、下表の基本料金・基本使用料及び従量料金・従量使用料により計算します。

水道料金			従量料金（基本水量を超える分の1m ³ につき）							
給水管の呼び径	13mm・20mm	基本水量 10m ³ まで	11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～200m ³	201～400m ³	401～1,000m ³	1,001～10,000m ³	10,001m ³ ～
		基本料金 1,840 円	10 円	177 円	180 円	208 円	226 円	243 円	284 円	326 円
	25mm	基本水量 20m ³ まで								
		基本料金 3,800 円								
	40mm	基本水量 20m ³ まで								
		基本料金 5,560 円								
	50mm	基本水量 100m ³ まで								
		基本料金 36,600 円								
	75mm	基本水量 200m ³ まで								
		基本料金 71,820 円								
	100mm	基本水量 500m ³ まで								
		基本料金 143,200 円								
	150mm	基本水量 1,000m ³ まで								
		基本料金 268,520 円								
	200mm	基本水量 2,000m ³ まで								
		基本料金 563,040 円								

下水道使用料			従量使用料（基本排出量を超える分の1m ³ につき）							
一般污水	基本排出量 10m ³ まで	基本使用料 1,300 円	11～20m ³	21～40m ³	41～60m ³	61～200m ³	201～400m ³	401～1,000m ³	1,001～10,000m ³	10,001m ³ ～
			10 円	113 円	116 円	162 円	183 円	201 円	213 円	218 円

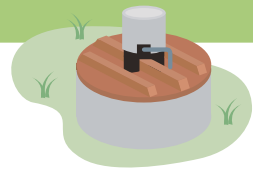
※上記の表により求めた水道料金・下水道使用料ごとに消費税相当額（10%・1円未満の端数は切捨て）が加算されます。

i 本表にない用途、月数の料金計算方法については、上下水道局営業所又はお客さま窓口サービスコーナー（→P13）にお問い合わせください。

井戸水等（水道水以外の水）を下水道に流していませんか？

井戸水や湧き水などについては、自然のものであり、水道料金はかかりません。
ただし、その水を公共下水道に流す場合は、市に届出*をさせていただき、排出量に応じた下水道使用料をお支払いいただく必要があります。（*京都市公共下水道事業条例第10条に基づきます。）

※下水道使用料の支払いを免れようとした場合等には、過料を科せられることがあります。
詳しくは、お客さまサービス推進室料金担当（→P13）までお問合せください。



料金計算の方法（一般用・2カ月分）

例）2カ月の使用水量が70m³、呼び径が20mmで下水道を使用のとき

ご請求金額は、20,636円です。

（水道料金 12,276 円 + 下水道使用料 8,360 円）

i 上下水道局ホームページでは、料金の自動計算（シミュレーション）ができるページをご用意していますのでご利用ください。

		70m ³			
水道	イ	ロ	ハ	ニ	
	最初の10m ³ 分は「基本料金」を適用	次の10m ³ 分は、「11～20m ³ 」の単価を適用	次の20m ³ 分は、「21～40m ³ 」の単価を適用	次の20m ³ 分は、「41～60m ³ 」の単価を適用	
	基本料金 1,840 円	10 円 / m ³ × 10m ³ = 100 円	177 円 / m ³ × 20m ³ = 3,540 円	180 円 / m ³ × 20m ³ = 3,600 円	
イ + ロ + ハ + ニ + 水					消費税相当額（10%）
11,160 円					1,116 円
					= 水道料金

料金早見表（2カ月）

※消費税及び地方消費税相当額（税率10%（令和元年12月1日換針分から適用））を含む。

水量	水 道 料 金			下水道 使用料	水量	水 道 料 金			下水道 使用料
	給水管の呼び径(mm)					給水管の呼び径(mm)			
	13,20	25	40			13,20	25	40	
m ³	円	円	円	円	m ³	円	円	円	円
0-10	2,024	4,180	6,116	1,430	51	8,206	10,252	12,188	5,429
11	2,035	4,180	6,116	1,441	52	8,404	10,450	12,386	5,557
12	2,046	4,180	6,116	1,452	53	8,602	10,648	12,584	5,684
13	2,057	4,180	6,116	1,463	54	8,800	10,846	12,782	5,812
14	2,068	4,180	6,116	1,474	55	8,998	11,044	12,980	5,940
15	2,079	4,180	6,116	1,485	56	9,196	11,242	13,178	6,067
16	2,090	4,180	6,116	1,496	57	9,394	11,440	13,376	6,195
17	2,101	4,180	6,116	1,507	58	9,592	11,638	13,574	6,322
18	2,112	4,180	6,116	1,518	59	9,790	11,836	13,772	6,450
19	2,123	4,180	6,116	1,529	60	9,988	12,034	13,970	6,578
20	2,134	4,180	6,116	1,540	61	10,216	12,262	14,198	6,756
21	2,328	4,374	6,310	1,664	62	10,445	12,491	14,427	6,934
22	2,523	4,569	6,505	1,788	63	10,674	12,720	14,656	7,112
23	2,718	4,764	6,700	1,912	64	10,903	12,949	14,885	7,290
24	2,912	4,958	6,894	2,037	65	11,132	13,178	15,114	7,469
25	3,107	5,153	7,089	2,161	66	11,360	13,406	15,342	7,647
26	3,302	5,348	7,284	2,285	67	11,589	13,635	15,571	7,825
27	3,496	5,542	7,478	2,410	68	11,818	13,864	15,800	8,003
28	3,691	5,737	7,673	2,534	69	12,047	14,093	16,029	8,181
29	3,886	5,932	7,868	2,658	70	12,276	14,322	16,258	8,360
30	4,081	6,127	8,063	2,783	71	12,504	14,550	16,486	8,538
31	4,275	6,321	8,257	2,907	72	12,733	14,779	16,715	8,716
32	4,470	6,516	8,452	3,031	73	12,962	15,008	16,944	8,894
33	4,665	6,711	8,647	3,155	74	13,191	15,237	17,173	9,072
34	4,859	6,905	8,841	3,280	75	13,420	15,466	17,402	9,251
35	5,054	7,100	9,036	3,404	76	13,648	15,694	17,630	9,429
36	5,249	7,295	9,231	3,528	77	13,877	15,923	17,859	9,607
37	5,443	7,489	9,425	3,653	78	14,106	16,152	18,088	9,785
38	5,638	7,684	9,620	3,777	79	14,335	16,381	18,317	9,963
39	5,833	7,879	9,815	3,901	80	14,564	16,610	18,546	10,142
40	6,028	8,074	10,010	4,026	81	14,792	16,838	18,774	10,320
41	6,226	8,272	10,208	4,153	82	15,021	17,067	19,003	10,498
42	6,424	8,470	10,406	4,281	83	15,250	17,296	19,232	10,676
43	6,622	8,668	10,604	4,408	84	15,479	17,525	19,461	10,854
44	6,820	8,866	10,802	4,536	85	15,708	17,754	19,690	11,033
45	7,018	9,064	11,000	4,664	86	15,936	17,982	19,918	11,211
46	7,216	9,262	11,198	4,791	87	16,165	18,211	20,147	11,389
47	7,414	9,460	11,396	4,919	88	16,394	18,440	20,376	11,567
48	7,612	9,658	11,594	5,046	89	16,623	18,669	20,605	11,745
49	7,810	9,856	11,792	5,174	90	16,852	18,898	20,834	11,924
50	8,008	10,054	11,990	5,302					

※口座振替割引制度(→P3)が適用された場合は、上記の表の金額から水道料金44円、下水道使用料44円が割引となります。
 ※水量91m³以上、給水管の呼び径50mm以上は料金表をご利用ください。

ホ

次の10m³分は、
「61～200m³」の
単価を適用

208円/m³×10m³
=2,080円

12,276円

70m³

最初の10m³分は
「基本使用料」を適用

基本使用料
1,300円

次の10m³分は、
「11～20m³」の
単価を適用

10円/m³×10m³
=100円

次の20m³分は、
「21～40m³」の
単価を適用

113円/m³×20m³
=2,260円

次の20m³分は、
「41～60m³」の
単価を適用

116円/m³×20m³
=2,320円

次の10m³分は、
「61～200m³」の
単価を適用

162円/m³×10m³
=1,620円

ヘ

ト

チ

リ

ヌ

消費税相当額(10%)

= 下水道使用料

7,600円

760円

8,360円

2

上下水道料金のお支払い方法

上下水道料金のお支払い方法には、「口座振替制」

口座振替制

お客さまの預貯金口座から自動的に水道料金・下水道使用料をお支払いいただく方法です。

お申込み方法は3とおり



郵送で

「口座振替申込書(依頼書)」をご郵送ください。

※申込書は上下水道局ホームページからダウンロードしていただくか、営業所又はお客さま窓口サービスコーナー(→P13)へお電話でご請求ください。



金融機関又は 上下水道局の窓口で

各窓口に備付けの申込書にご記入のうえ、お申込みください。

※口座振替に利用する通帳の届出印をご持参ください。



インターネット バンキングで

上下水道局ホームページに掲載している金融機関でお申込みになれます。

※各金融機関でインターネットバンキングをあらかじめご契約されているお客さまに限ります。

i お申込みには、「お客さま番号」(→P12)が必要です。あらかじめご確認ください。

口座振替が可能な 金融機関は・・・

上下水道局と契約がある銀行、信用金庫、農協、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫及び全国のゆうちょ銀行です。お申込みになりたい金融機関で口座振替が可能かどうかご不明な場合は、お問い合わせください。(→P13)

「口座振替割引制度」 をご存知ですか？



初回請求日にお引き落としができれば、ご請求額から

88円*を割引！

口座振替払いだけのオトクな制度です。

*2カ月計算で水道料金・下水道使用料をご請求時の割引額です。

条件に当てはまれば、自動的に割引いたしますので、お申込等は不要です。

「クレジットカード継続払い」「納入通知書払い」の3種類があります。

クレジットカード 継続払い

ご登録いただいたクレジットカードから、自動的に、継続的に
お支払いいただく方法です。



インターネットで

お申込み方法は2とおり

お手元に『水道使用水量のお知らせ』とクレジットカードをご用意
ください。下記のURL及びQRコードからご登録いただけます。

https://suido.f-regi.com/fc/kyoto_city/creditpay



郵送で

「クレジットカード払い申込書」をご郵送ください。
申込書は、上下水道局ホームページからダウンロード
していただくか、営業所又はお客さま窓口サービス
コーナー（→P13）へお電話でご請求ください。

クレジットカード継続払いに関するご注意事項

- ・営業所の窓口でクレジットカードを提示して、上下水道料金をお支払いいただくことはできません。
- ・クレジットカード継続払いをご利用の場合、口座振替割引制度は適用されません。
- ・1回のご請求金額が10万円を超えた場合は、クレジットカード継続払いの対象外となりますので、上下水道局から納入通知書を送付します。
- ・クレジットカード会社の締切日と上下水道局の検針日との関係やその他の事務の都合により、クレジットカード会社からの請求が2カ月連続したり、2カ月以上の間隔が開いたりする場合があります。
- ・上下水道局では、お客さまがお支払いにご利用されるクレジットカード情報（会員番号、有効期限等）は保有しません。ご利用のクレジットカードに関するお問合せは、クレジットカード発行会社までお願いします。
- ・クレジットカード継続払いの開始後であっても、クレジットカードの有効性が確認できなくなった場合には、クレジットカード継続払いのお取扱いを中止させていただきます。この場合は、以後の料金につきまして、納入通知書によりご請求します。

納入通知書払い

検針後、お客さま宅（請求先のご住所）へ「納入通知書」を郵送いたしますので、金融機関又はコンビニエンスストアにご持参のうえ、お支払いください。スマートフォン決済では、アプリでバーコードを読み取り支払えます。

スマートフォン決済 注意事項



- ・各サービスのご利用方法等詳細は、サービス提供事業者のウェブサイト等で確認・お問合せください。
- ・スマートフォン決済でお支払い後に領収印のない納入通知書がお手元に残りますので、**二重払い**にならないようご注意ください。
- ・スマートフォン決済では**領収書は発行されません**。領収書が必要な場合は、コンビニエンスストア、金融機関又は営業所等の窓口でお支払いください。

ご利用いただけるスマートフォン決済サービスはホームページにてご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000248103.html>



納付制のお客さまの支払用紙

●お支払いができるはがき

「水道料金・下水道使用料納入通知書」はがき

金融機関又はコンビニエンスストアでのお支払いにお使いいただける用紙です。通常、2 カ月ごとの検針後、納付制をご利用の方に送付しております。

●お支払いができないはがき

「水道料金・下水道使用料についてのお知らせ」はがき

納付制をご利用で、納入期日までに当局への入金が確認できなかったお客さまにお送りします。先にお送りしている納入通知書（上図「お支払いができるはがき」）でお支払いください。納入通知書がお手元ないお客さまは担当の営業所（→P13）までご連絡ください。

上下水道困ったときのQ&A (トラブル編1)

質問●蛇口が壊れて水が止まらない。至急水を止めたいがどうしたらよいか？

回答●水道メーターが入っている「メーターボックス」が、お客さま宅の軒下やガレージなどの地面にありますので、マイナスドライバーなどを使ってふたを開け、**水道メーターのすぐ横にある止水栓を閉めると**、家の中の水が全て止まります。

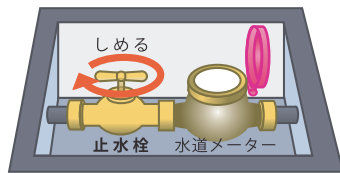
なお、蛇口の修理は、京都市の指定業者(→P11)に依頼してください。

(簡単な構造の蛇口であれば、上下水道局で修理できることがあります。詳しいことは、担当の営業所(→P13)までお問い合わせください。)

緊急時に家の中の水を止める方法



メーターボックスのふたの切り欠き部分にマイナスドライバーなどを差し込み、ふたを開けてください(ふたには「水道メーター」「量水器」などと書いてあります)。



メーターのすぐ横にある止水栓を手で回して閉めます。

(メーターボックス内に止水栓がない場合は、道路部分に止水栓がありますので、止水栓キーで閉めてください。)

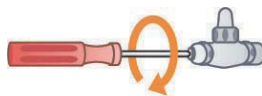
質問●トイレの水が止まらない。どうしたらよいか？

回答●水洗トイレのタンクにつながるパイプの止水栓を右に回すと水が止まります。

その後、京都市の指定業者(→P11)に修理を依頼してください。



マイナスドライバー等で右に回します。



ハンドルが付いている場合は手で右に回します。



質問●道路で水漏れしている。どうすればよいのか？

回答●至急、担当の営業所(→P13)にご連絡ください。職員が調査に伺います。

※その際、お客さまのお名前、ご住所、電話番号、水道のお客さま番号などをお伺いしますが、あくまで現場把握のためですのでご協力をお願いします。

上下水道困ったときのQ&A (トラブル編2)

質 問● 宅地内で漏水していたが、減額制度はあるのか？

回 答● 地下漏水を京都市の指定業者（→P11）で修繕していただくと、「漏水修繕施工証明書」が発行されます。この証明書を上下水道局にご提出していただくことにより、**漏水量の一部を減量できる場合があります**。詳しくは担当の営業所（→P13）にお問い合わせください。

※水洗便所等の故障での漏水や蛇口の閉め忘れ等は減額の対象になりません。

質 問● 大雨で、公道の側溝から水があふれているときや、マンホールのふたが浮き上がり、水があふれているときはどうしたらよいか？

回 答● 危険ですので近づかず、最寄りの営業所（→P13）へご連絡ください。担当の下水道管路管理センター・支所が対応いたします。

質 問● 排水溝・トイレ・下水道管が詰まった。どうしたらよいか？

回 答● 宅地内の排水管やますなどの排水設備が詰まり、お客さまで清掃等をしても詰まりを解消できないときは、その排水設備を施工した業者又はお近くの京都市指定下水道工事業者にご依頼ください。また、最寄りの営業所（→P13）へお問い合わせいただければ、清掃業者を紹介いたします。

※作業に係る費用はお客さま負担となります。

質 問● 冬場の水道管凍結対策を教えてください。

回 答● 冬場は気温が下がり、水道管が凍結したり、破裂する等の事故が発生しやすくなります。浴槽などに少しずつ水を出しておく等、水が水道管の中で停滞しないようにすると、凍結しにくくなります。また、図のような防寒対策も有効です。

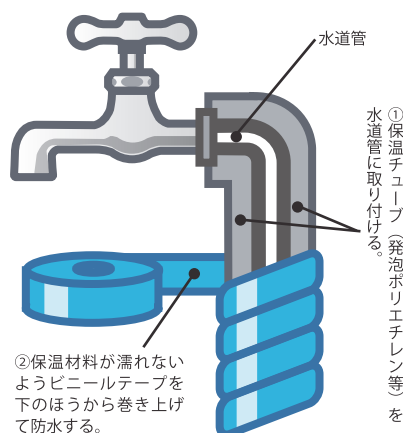
なお「保温チューブ」は、ホームセンターや京都市の指定業者（→P11）で販売しています。

❶ もし、凍って水がでなくなったときは

蛇口や水道管に熱湯をかけないでください。

水道管が破裂することがあります。

気温の上昇により自然に解凍するのを待ちください。



上下水道困ったときのQ&A (トラブル編3)

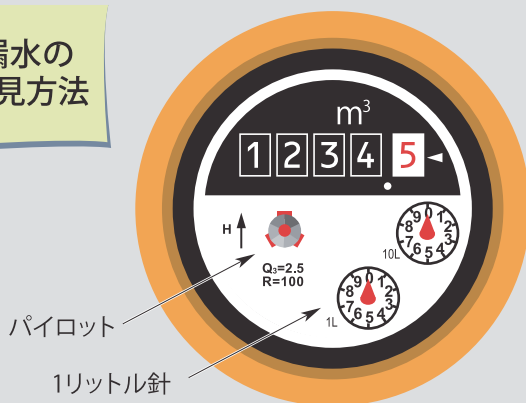
質 問 ● 宅地内の漏水を発見するにはどうすればよいか。

回 答 ● 漏水は、以下の方法で見つけることができます。こまめに確認すれば、漏水の早期発見につながります。

(1)家の中の蛇口（散水栓を含む。）を**全部閉めます**。また、洗濯機や水洗便所など、水道を使う機器が動いていたら、止めます。

(2)水道メーターのボックスを開け、下の水道メーターイメージ図の「パイロット」又は「1リットル針（赤い針）」が回っているかどうかを見ます。

漏水の 発見方法



●パイロットが止まっている。
…異常はありません。

●パイロット又は1リットル針
が回っている。

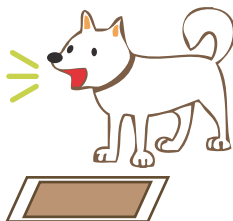
…宅地内のどこかで漏水して
いる可能性があります。
京都市の指定業者（→P11）に
修理を依頼してください。

メーター検針が正しく円滑にできるようお客さまのご協力をお願いします。

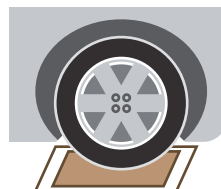
水道メーターボックス付近に**犬をつながない**でください。
(点検員が犬にかまれる事故が頻繁に起きています。)



メーターボックスの中は
いつもきれいに保ってください。



メーターボックスの上に**物（ごみ箱、植木鉢
など）**を置いたり、**車を止めない**でください。



上下水道困ったときのQ&A（料金）

質 問●口座振替割引制度(→P3)の適用を受けるには、口座振替払いの申込み以外に何か
手続が必要ですか？

回 答●特別な手続は不要です。

口座振替をご利用で、当局の所定の日(初回振替日)にお支払いいただいた場合に、
自動的に割引を適用します。

質 問●現在、口座振替を利用していますが、初回の請求で振替ができませんでした。
再請求(※)で振替ができれば、口座振替割引制度は適用されますか？

回 答●割引は適用されません。

口座振替割引制度の適用は、初回の請求で振替できた場合に限りです。従いまして、
残高不足等により、再度請求させていただいた場合は、割引の対象外となります。

※再請求について 残高不足等により、初回の請求で振替ができなかった場合は、後日、同じお口座に
再度請求をさせていただきます。

質 問●うっかり支払いを忘れ納入期限を過ぎてしまいました。どうすればよいですか？

回 答●お支払いがないままですと、料金の督促や給水停止の対象となります。金融機関
又はコンビニエンスストアで至急お支払いください。お支払いには、お手持ちの納入
通知書をお使いください（期限が切れていてもお使いいただけます。）。

※担当営業所の窓口又はお客さま窓口サービスコーナー(→P13)でもお支払いになれます。

質 問●水道契約者と異なる名義の口座から料金を引き落としすることはできますか？

回 答●可能です(例えば、水道のご契約者名は夫、料金を引き落とすのは妻名義の口座としていた
くことができます。)。口座振替の申込用紙に、引き落としを希望される口座の名義、
口座番号をご記入ください。

質 問●水道メーターの検針日は決まっていますか？

回 答●水道メーターは、通常2カ月に1度検針いたします。お住まいの地域により検針予定
日は異なりますが、検針の際にお渡しする「水道使用水量のお知らせ」に次回検針予定
日を記載していますのでご参照ください。(天候等により多少変更する場合がありますのでご了承ください。)

質 問●水道料金・下水道使用料を支払ったことを証明する書類は発行してもらえますか？

回 答●お支払いの証明書類が必要なお客さまは、「支払証明書」(有償。1件350円)の交付を
ご請求ください。詳しくは、担当営業所(→P13)までお問合せください。

災害に備え、飲料水の確保を

災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」は、京都市の水道水を工場でろ過・加熱処理し、アルミボトル缶に詰めたものです。直射日光のあたる場所や香り・臭いの強いものとの保管を避け、冷暗所に保存し、未開封の場合、製造後10年間保存できるため、災害時に備えた長期保存用に最適です。

飲料水は
1人1日3ℓ必要
とされています。



各家庭などでの備えは？

* 清潔な容器に水道水を満たし、栓をして冷蔵庫に入れた場合は、3日から1週間程度[†]保存できます。

* 災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」や市販のペットボトル入り飲料水を備蓄しておきましょう。

([†] 保存期間はあくまで目安です。なるべく早く飲用してください。また一度煮沸した水は、消毒効果がなくなりますので、ご注意ください。)

災害用備蓄飲料水 京のかがやき 疏水物語

災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」は、京都市の水道水を工場でろ過・加熱処理後アルミボトル缶に詰めたものです。直射日光の当たる場所や、臭いの強いものとの保管を避け、室内の冷暗所に保存し、未開封の場合、製造後10年間保存できるため、災害時等に備えた長期保存用に最適です。



1 ケース 24 本入
2,400 円 (税込)

※配達にはケース単位で京都市内に限ります。

●販売場所

上下水道局の各営業所及びお客さま窓口サービスコーナー (→P13)

※電話・ファックス・来所によるお申込みを承ります。

●お引き渡し方法

窓口でのお渡し又は配達。

悪質な訪問販売業者にご注意ください

上下水道局の職員を装ってお客さま宅を訪問し、本来必要のない工事を行ったり、法外な値段で浄水器等の物品を販売するなどの悪質な業者が横行しています。十分ご注意ください。



*** 上下水道局では、お客さまのご依頼なしに上下水道管の修繕、取替、清掃、水質検査は行っていません。**

*** 上下水道局では、浄水器の販売はしていません。**

要らない工事や検査は、はっきりと断ってください。

訪問者を不審に思ったら・・・

上下水道局の職員は必ず身分証明書（職員証）を携帯しておりますので、**身分証明書の提示を求めるか、担当営業所までお問い合わせください。また、犯罪を伴う場合は、至急警察に連絡してください。**

商品やサービスなど消費生活に関する問い合わせは

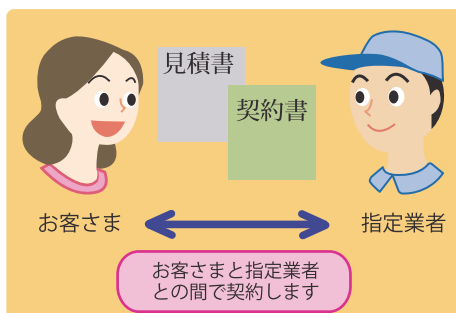
京都市消費生活総合センター 電話 075-256-0800

受付：月～金曜日の午前9時から午後5時まで。土曜・日曜・祝日は、「消費生活土日祝日電話相談」まで（緊急時）。
（電話 075-257-9002 / 受付時間 午前10時～午後4時（電話相談のみ） / 年末年始は休みです。）

給水装置の工事は指定業者へ

●工事の契約について

給水装置の工事をされる場合は、お客さまから**指定業者 * に依頼**していただき、契約をしてください。契約の前には、複数の業者に見積もりを依頼して**工事金額を確認**し、お客さまが納得されたうえで契約していただきますようお願いいたします。



* 指定業者とは、「京都市指定給水装置工事事業者」のことです。水道法及び京都市水道事業条例の定めにより、給水装置工事は上下水道局が指定した工事業者（＝指定業者）でなければ施工できません。

●指定業者の紹介について

営業所又はお客さま窓口サービスコーナー（→P13）にお問い合わせください。指定業者の連絡先をご案内します。また、上下水道局のホームページには指定業者のリストを掲載しております。

上下水道局では、指定業者1社を夜間及び土曜・日曜・祝日に待機させる体制をとっています。万一のときでも、工事は指定業者にご依頼ください。

上下水道の各種手続

右記のような手続を希望される場合は、お気軽にご連絡ください。

ご連絡は
お早めに!

開栓	水道の使用を開始したい。
閉栓	水道の使用を中止したい。
名義変更*	使用者（契約者）の名義を変更したい。
請求先の変更	郵便物の送付先（請求先）を変更したい。

*名義変更は、親族間での変更又は会社名・団体名及びその代表者名の変更に限ります。それ以外の場合は新たに開栓手続が必要になります。

お申込み方法

インターネット

電話

ファックス

来所



上下水道局ホームページ内の様式に、必要事項を入力してください。



担当営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお電話ください。



担当営業所又はお客さま窓口サービスコーナーに、申込用紙 * をお送りください。



担当営業所又はお客さま窓口サービスコーナーの窓口でご用件を承ります。

* 上下水道局ホームページにファックスでのお申込みにお使いいただける様式を掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

お問い合わせの際は、「**お客さま番号(水道番号)**」をお知らせください。

お客さま番号は、お客さま宅の玄関付近に貼ってある「**お客さま番号シール**」のほか、メーター検針のときにお渡しする「**水道使用水量のお知らせ**」や**領収証**等に記載されています。

京都市上下水道局

お客さま番号

100 00016

←お客さま番号シール

検針区 使用者コード 水栓番号
100 00016 90060

←水道使用水量のお知らせ

上下水道局への問い合わせ

便利なインターネットをご利用ください!!



上下水道局のホームページに「よくあるご質問と回答」や各種サービスの案内を掲載しています。また、「使用開始・中止」、「クレジットカード継続払い」などのお申込みをしていただけます。

京都市上下水道局ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>



水道料金・下水道使用料, 使用水量, 水道工事, 修繕, 下水管・下水ますのつまりのことなどは, 担当区域の営業所等にお問い合わせください。

担当区域	営業所名	電話番号 ファックス番号		住所
東山区・山科区 伏見区醍醐支所管内	東部営業所	075-592-3058 075-501-1746	〒607-8169	山科区柳辻西浦町1-11 (八反畑バス停西入る)
北区・上京区 左京区・中京区	北部営業所	075-722-7700 075-722-7704	〒606-8104	左京区高野竹屋町4-1 (川端通北大路東入る上る)
右京区・西京区	西部営業所	075-841-9184 075-801-9629	〒616-8084	右京区太秦安井一町田町14 (右京区役所を東へ約200m)
右京区 京北出張所管内	西部営業所 京北分室	075-852-1820 075-852-1833	〒601-0251	右京区京北周山町上寺田1-1 (京北合同庁舎内)
下京区・南区・伏見区* (* 醍醐支所管内を除く)	南部営業所	075-605-2011 075-605-1370	〒612-8062	伏見区鷹匠町33 (伏見区役所西向かい)

※営業時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(12月29日～1月3日は休みます。)

又は

お客さま窓口サービスコーナー	075-672-7770 075-672-7773	〒601-8004	南区東九条東山王町12 (京都駅八条口上下水道局本庁舎本館1階)
----------------	------------------------------	-----------	-------------------------------------

※営業時間

○電話受付時間 全日 午前8時30分～午後9時(年中無休)

○窓口受付時間 平日 午前8時30分～午後7時

土・日・祝 午前10時～午後5時

※年末年始(12月29日～1月3日)は電話受付のみの営業となります。

●水道水以外の水(井戸水等)を公共下水道に流す場合の届出は, 以下のところへお願いします。

お客さまサービス推進室料金担当	075-672-7828 075-671-4165	〒601-8004	南区東九条東山王町12 (京都駅八条口上下水道局本庁舎本館2階)
-----------------	------------------------------	-----------	-------------------------------------

※営業時間 平日の午前8時30分～午後5時15分(12月29日～1月3日は休みます。)

!!! 電話番号のかけ間違いにご注意ください。

「みずみるネット」

「水道使用水量のお知らせ」
表示機能付き



水道使用水量のお知らせ	
お住まい番号：9245-12345-67890	
戸数	1
呼び出し番号	20
24時間サービス	22456
下水道区分	18456
下水道区分	下水道のみ
汚水	→水
排水区分	18456
30日使用水量のお知らせ（11月15日～11月15日）	
使用水量	1.16m ³
使用料金	5,400円
振替用バーコード	
11月15日現在未払額	154円
11月15日現在未払	464円
振替用口座番号	
30日使用水量	9.45m ³
使用料金	5,700円
24時間サービス	5,950円
振替用バーコード	→水
使用料金	→水
24時間サービス	→水
使用水量のお知らせ（1月15日）	



24時間
いつでも
どこでも確認

- 最大過去2年分のご使用水量と水道料金・下水道使用料が、パソコンやスマートフォンから確認できます。
- 検針時投函の『水道使用水量のお知らせ』がプリントアウトできます。
- 複数の物件をまとめて閲覧できます。

お手元に『水道使用水量のお知らせ』をご用意ください。
下記URL及びQRコードからご登録いただけます。
https://suido.f-regi.com/fc/kyoto_city/mizumiru



◆お客さま番号

検針区			使用者コード					水栓番号				

(奇・偶)数月の 日頃です。

※お住まいの地域により、水道メーターの検針月が異なります。

京都市南区東九条東山干町 12 番地

平成 26 年 6 月発行（令和 3 年 7 月改訂）



植物性インキを使用しています。